

貸出通知書

年 月 日付で申請されたレリーフ巧芸画を下記により貸し出します。
なお、借用については、貸出条件どおり遺漏のないように留意してください。

(団 体 名)

(代 表 者) 様

年 月 日

佐賀県立図書館長

記

貸 出 点 数 点

作 品 名 別紙明細書のとおり

貸 出 期 間 年 月 日～ 年 月 日

- (1) 貸出しを受けた巧芸画は、責任をもって保管展示を行い、事故防止に万全を期してください。
- (2) 火災による焼失、盗難または利用に耐えない重大な汚損事故を起こした場合は、同一作品、もしくは対価相当額をもって弁償してください。ただし、やむを得ない事情によると館長が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 借用を希望する巧芸画の受領、返却のための費用は、借用側で負担してください。
- (4) 貸出中の巧芸画で、本館運営上必要とする場合は、貸出期間中でも回収することがあります。